

6 消安第 4208 号

令和 6 年 10 月 23 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 宛

農林水産大臣 小里 泰弘

食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

動物用ワクチンの添加剤としてベンジルペニシリンカリウムを使用すること。



## 動物用ワクチンの添加物として使用する成分 (ベンジルペニシリンカリウム)

### 1 評価要請の背景

- (1) 平成30年9月、26年ぶりに国内の豚で豚熱が確認されて以降、野生いのししにおける感染が本州で拡大し、その対策として、農林水産省は平成31年3月以降、ドイツから輸入した経口ワクチンの散布を開始、令和6年10月現在、計39都府県で散布を実施している。
- (2) 現時点では、野生いのししに対する豚熱経口ワクチンの供給はドイツからの輸入に100%依存しており、安定的に国内での散布に適したワクチンの供給を図るため、農林水産省の事業等を活用して、国産豚熱経口ワクチン開発を進めている。
- (3) 開発中の当該ワクチンについて、食品安全委員会において「ワクチンの添加剤として使用される限り人の健康に悪影響を及ぼすおそれはない」との評価がなされていない成分を添加剤として使用する可能性があることから、今般、2に掲げる成分を動物用ワクチンの添加剤として使用することについて食品健康影響評価を依頼する。
- (4) なお、一般的に、動物用ワクチンに含まれる添加剤が、食品安全委員会において評価された成分のみである場合には、動物用ワクチンとしての休薬期間を不要とする運用としている。

### 2 評価を要請する成分

ベンジルペニシリンカリウム

### 3 評価要請根拠

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項